

登録建築家のもとで設計業務に携わるみなさんへ

登録建築家になりませんか？

2004年に日本建築家協会(JIA)が始め、昨年よりJIA会員以外に参加をオープン化した建築家資格制度の目的は、登録建築家のもとで建築設計に従事している若いスタッフの皆さんが、実務訓練により建築家に必要な能力を取得したことを証明し、登録建築家になって、その資格を社会に向けて表示することにあります。登録建築家の資格そのものが重要というのではなく、登録建築家であることを社会に対して明らかにすることに重要な意義があります。逆に言えば、誰が建築家なのかを、社会に対してはっきりと表示することが目的です。そうすることにより、一般社会の誰でもが迷うことなく、建築設計と監理のサービスを受けることが出来るようになるのです。

一級建築士の資格を取得することとは意味が違います。一級建築士の資格を取得しても、社会に対して設計監理のサービスを提供できることを表示できるわけではありません。何故なら、一級建築士でありながら設計監理の業務が出来ない人が、日本にはたくさん存在します。一般の人に、それらの人を区別することは出来ません。従って、一級建築士の免許書を見せても、設計監理の能力があることを社会に対して表示することにはならないのです。

こんなあいまいな状況で、建築設計と監理が行われて来たことが、戦後の日本の建築環境を混乱させた要因ではないでしょうか？建築設計と監理の能力を持った人が誰なのかを社会に対しはっきりと表示し、社会が間違いなく建築家に仕事を依頼すれば、日本の建築環境はもっと良くなるはずです。これからの日本の環境は、若い皆さんが担っていくこととなります。是非、実務訓練に参加して登録建築家になり、それを社会に対して表示し、これからの日本を創っていく一人になって下さい。

登録建築家と実務訓練のことは、下記のホームページをご覧ください。

<http://www.the-japan-institute-of-architects.com/>

社団法人日本建築家協会
建築家資格制度委員会実務訓練部会

建築家資格制度

実務訓練生募集

登録建築家の指導を受けながら、実務訓練プログラムに基づいて、実務訓練を行う訓練生を募集します。実務訓練は建築専門教育を修了している皆さんが、登録建築家になるために、建築家としての倫理、プロジェクト運営、設計および監理業務、事務所運営などについて、オン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT:実務をしながらの訓練)で学ぶものです。実際の作業は、日常の実務をプログラムの項目別に記録していただくだけでありますので、業務以外に時間的拘束を受けることはありませんし、事務所の運営に支障を来すことはありません。実務訓練に参加することにより、今の自分に必要な科目が何であるかをはっきりと意識することができます。実務訓練を終了すると、登録建築家になるための試験を受けられる能力があると認定されます。実務訓練を終了して登録建築家になることにより、社会に対して建築設計と監理の能力を客観的に証明することができるのです。建築家を目指す若い皆様の参加を期待します。

募 集 概 要

■実務訓練参加登録受付締切日

2010年9月30日(木)迄です。〈9月以降も随時受付:年2回締切り、3月及び9月〉

■参加要件

- ・一級建築士の受験資格があれば、どなたでも参加できます。
- ・訓練生の所属する組織の上司(指導監督者)は「登録建築家」であることが必要です。
- ・所定書式の「実務訓練参加登録申請書」に必要事項をご記入の上、提出して下さい。
- ・実務訓練の期間は3年以上で、終了期間の制限はありません。途中で休止もできます。
- ・参加登録料は20,000円です。それ以外の費用は発生しません。(セミナー参加費は別途必要)
- ・現在の所属事務所を退職した場合は、実務訓練継続方法を個別に相談できます。

下記のホームページに詳細や申請書式が掲載されています。

<http://www.the-japan-institute-of-architects.com/>
トップページのメニューバー <建築家実務訓練生受付> をクリックしてください。